

千葉県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正について

1 改正理由

令和3年3月8日付け行革第648号及び政法第1410号「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（通知）」により、本規則の様式について所要の規定整備を行う。

2 改正内容

本規則の下記様式について、㊟を削る。

- ・ 第四号様式 委任状
- ・ 第五号様式 代理人資格喪失届
- ・ 第六号様式 参加許可申請書
- ・ 第七号様式 参加許可通知書
- ・ 第八号様式 資料閲覧請求書
- ・ 第九号様式 補佐人出頭許可申請書
- ・ 第十号様式 補佐人出頭許可通知書
- ・ 第十一号様式 聴聞続行通知書
- ・ 第十二号様式 聴聞調書
- ・ 第十三号様式 報告書
- ・ 第十四号様式 聴聞調書・報告書閲覧請求書
- ・ 第十五号様式 聴聞再開通知書

3 施行期日

令和3年9月1日

第四号様式（第四条第一項）

（新）

委 任 状

年 月 日

様

住所

氏名

私は、次の者を代理人と定め、聴聞（弁明）に関する一切の行為を委任します。

聴聞（弁明）の件名	
氏 名	
住 所	

第四号様式（第四条第一項）

（旧）

委 任 状

年 月 日

様

住所

氏名



私は、次の者を代理人と定め、聴聞（弁明）に関する一切の行為を委任します。

聴聞（弁明）の件名	
氏 名	
住 所	

第五号様式 (第四条第二項) (新)

代理人資格喪失届

年 月 日

様

住所
届出者
氏名

次の代理人は、その資格を失ったので、届け出ます。

聴聞（弁明）の件名	
氏 名	
住 所	

第五号様式 (第四条第二項) (旧)

代理人資格喪失届

年 月 日

様

住所
届出者
氏名



次の代理人は、その資格を失ったので、届け出ます。

聴聞（弁明）の件名	
氏 名	
住 所	

第六号様式 (第五條第一項) (新)

参加許可申請書

年 月 日

主宰者 様

住所
申請者
氏名

次の聴聞に関する手続に参加したいので、〔行政手続法第17条第1項
千葉県行政手続条例第17条第1項〕の規
定により許可して下さるよう申請します。

聴聞の件名	
利害関係の内容	

第六号様式 (第五條第一項) (旧)

参加許可申請書

年 月 日

主宰者 様

住所
申請者
氏名



次の聴聞に関する手続に参加したいので、〔行政手続法第17条第1項
千葉県行政手続条例第17条第1項〕の規
定により許可して下さるよう申請します。

聴聞の件名	
利害関係の内容	

第七号様式（第五条第二項）

（新）

参加許可通知書

第 号
年 月 日

様

主宰者

年 月 日付けで申請のあった聴聞に関する手続への参加については、

〔行政手続法第17条第1項
千葉県行政手続条例第17条第1項〕の規定により次のとおり許可したので通知します。

聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	

第七号様式（第五条第二項）

（旧）

参加許可通知書

第 号
年 月 日

様

主宰者



年 月 日付けで申請のあった聴聞に関する手続への参加については、

〔行政手続法第17条第1項
千葉県行政手続条例第17条第1項〕の規定により次のとおり許可したので通知します。

聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	

第八号様式 (第六条第一項) (新)

資料閲覧請求書

年 月 日

様

住所
請求者
氏名

〔行政手続法第18条第1項
千葉県行政手続条例第18条第1項〕の規定により、次のとおり不利益処分の原因
となる事実を証する資料の閲覧を請求します。

聴聞の件名	
閲覧しようとする資料の名称	

第八号様式 (第六条第一項) (旧)

資料閲覧請求書

年 月 日

様

住所
請求者
氏名



〔行政手続法第18条第1項
千葉県行政手続条例第18条第1項〕の規定により、次のとおり不利益処分の原因
となる事実を証する資料の閲覧を請求します。

聴聞の件名	
閲覧しようとする資料の名称	

第九号様式（第八条第一項）

（新）

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

主宰者 様

住所
申請者
氏名

次の聴聞について補佐人とともに出頭したいので、
〔行政手続法第20条第3項
千葉県行政手続条例第20条第3項〕の規定により許可して下さるよう申請します。

聴聞の件名	
補佐人の氏名	
補佐人の住所	
補佐する事項	

第九号様式（第八条第一項）

（旧）

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

主宰者 様

住所
申請者
氏名



次の聴聞について補佐人とともに出頭したいので、
〔行政手続法第20条第3項
千葉県行政手続条例第20条第3項〕の規定により許可して下さるよう申請します。

聴聞の件名	
補佐人の氏名	
補佐人の住所	
補佐する事項	

第十号様式（第八条第二項）

（新）

補佐人出頭許可通知書

第 号
年 月 日

様

主宰者

年 月 日付けで申請のあった、補佐人とともに出頭することについて
は、〔行政手続法第20条第3項
千葉県行政手続条例第20条第3項〕の規定により次のとおり許可したので通知し
ます。

聴聞の件名	
補佐人の氏名	
補佐人の住所	

第十号様式（第八条第二項）

（旧）

補佐人出頭許可通知書

第 号
年 月 日

様

主宰者



年 月 日付けで申請のあった、補佐人とともに出頭することについて
は、〔行政手続法第20条第3項
千葉県行政手続条例第20条第3項〕の規定により次のとおり許可したので通知し
ます。

聴聞の件名	
補佐人の氏名	
補佐人の住所	

第十一号様式（第十二条）

（新）

聴 聞 続 行 通 知 書

第 号
年 月 日

様

主宰者

次のとおり聴聞を続行するので、〔行政手続法第22条第2項
千葉県行政手続条例第22条第2項〕の規定により
通知します。

聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	

第十一号様式（第十二条）

（旧）

聴 聞 続 行 通 知 書

第 号
年 月 日

様

主宰者



次のとおり聴聞を続行するので、〔行政手続法第22条第2項
千葉県行政手続条例第22条第2項〕の規定により
通知します。

聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	

(新)

第十二号様式（第十三条第一項）

<p style="text-align: center;">聴 聞 調 書</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">職名</p> <p style="text-align: center;">主宰者</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>	
聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 期 日	年 月 日
聴 聞 の 場 所	
出 頭 した 当 事 者 (代理人・補佐人) の 住 所 及 び 氏 名	
出 頭 した 参 加 人 (代理人・補佐人) の 住 所 及 び 氏 名	
出 頭 しなかつた 当 事 者 の 住 所 及 び 氏 名 並 び に 出 頭 しなかつた こ と に つ い て の 正 当 な 理 由 の 有 無	
出 頭 しなかつた 参 加 人 の 住 所 及 び 氏 名	
行 政 庁 の 職 員 の 職 名 及 び 氏 名	
行 政 庁 の 職 員 の 説 明 の 要 旨	
当 事 者、参 加 人、代 理 人 及 び 補 佐 人 の 陳 述 の 要 旨 (提 出 さ れ た 陳 述 書 に お け る 意 見 の 陳 述 を 含 む。)	
証 拠 書 類 等 の 標 目	
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	

(旧)

第十二号様式（第十三条第一項）

<p style="text-align: center;">聴 聞 調 書</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">職名</p> <p style="text-align: center;">主宰者</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>	
聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 期 日	年 月 日
聴 聞 の 場 所	
出 頭 した 当 事 者 (代理人・補佐人) の 住 所 及 び 氏 名	
出 頭 した 参 加 人 (代理人・補佐人) の 住 所 及 び 氏 名	
出 頭 しなかつた 当 事 者 の 住 所 及 び 氏 名 並 び に 出 頭 しなかつた こ と に つ い て の 正 当 な 理 由 の 有 無	
出 頭 しなかつた 参 加 人 の 住 所 及 び 氏 名	
行 政 庁 の 職 員 の 職 名 及 び 氏 名	
行 政 庁 の 職 員 の 説 明 の 要 旨	
当 事 者、参 加 人、代 理 人 及 び 補 佐 人 の 陳 述 の 要 旨 (提 出 さ れ た 陳 述 書 に お け る 意 見 の 陳 述 を 含 む。)	
証 拠 書 類 等 の 標 目	
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	

第十三号様式 (第十三条第三項) (新)

報 告 書

第 号
年 月 日

様

主宰者

次の聴聞が終結したので、〔行政手続法第24条第3項
千葉県行政手続条例第24条第3項〕の規定により報告し
ます。

聴 聞 の 件 名	
不利益処分の原因 となる事実に対す る当事者及び参加 人の主張並びにそ の理由	
主 宰 者 の 意 見	

第十三号様式 (第十三条第三項) (旧)

報 告 書

第 号
年 月 日

様

主宰者



次の聴聞が終結したので、〔行政手続法第24条第3項
千葉県行政手続条例第24条第3項〕の規定により報告し
ます。

聴 聞 の 件 名	
不利益処分の原因 となる事実に対す る当事者及び参加 人の主張並びにそ の理由	
主 宰 者 の 意 見	

第十四号様式 (第十四条第一項) (新)

聴聞調書・報告書閲覧請求書

年 月 日

様

住所
請求者
氏名

〔行政手続法第24条第4項
千葉県行政手続条例第24条第4項〕の規定により、次のとおり聴聞調書又は報告書の閲覧を請求します。

聴聞の件名	
閲覧しようとする書類の名称	

注 聴聞の終結前には当該聴聞の主宰者に、聴聞の終結後には行政庁に請求すること。

第十四号様式 (第十四条第一項) (旧)

聴聞調書・報告書閲覧請求書

年 月 日

様

住所
請求者
氏名



〔行政手続法第24条第4項
千葉県行政手続条例第24条第4項〕の規定により、次のとおり聴聞調書又は報告書の閲覧を請求します。

聴聞の件名	
閲覧しようとする書類の名称	

注 聴聞の終結前には当該聴聞の主宰者に、聴聞の終結後には行政庁に請求すること。

第十五号様式（第十五条）

（新）

聴 聞 再 開 通 知 書

第 号
年 月 日

様

主宰者

次のとおり聴聞を再開するので、〔行政手続法第25条において準用する同法第22条
千葉県行政手続条例第25条において準用する同

第2項
条例第22条第2項〕の規定により通知します。

聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	

第十五号様式（第十五条）

（旧）

聴 聞 再 開 通 知 書

第 号
年 月 日

様

主宰者



次のとおり聴聞を再開するので、〔行政手続法第25条において準用する同法第22条
千葉県行政手続条例第25条において準用する同

第2項
条例第22条第2項〕の規定により通知します。

聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	